

みどり市耐震改修促進計画 (第3期)

令和3年3月

みどり市

目 次

1 背 景	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 耐震改修促進にまつわる昨今の状況	2
2 計画の概要	3
(1) 計画の目的	3
(2) 基本方針	3
(3) 本計画の位置づけ	4
(4) 目標年次	5
(5) 対象とする建築物	6
3 想定される地震と被害	8
(1) 過去の地震被害	8
(2) 想定される地震規模	10
(3) みどり市における被害想定	11
4 耐震化の現状と目標設定	12
(1) 住宅	12
(2) 特定既存耐震不適格建築物	15
(3) 市有建築物	16
(4) ブロック塀等	18
5 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	19
(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	19
(2) 耐震改修を促進するための環境の整備	22
(3) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	23
(4) その他の安全対策	25
(5) 市有建築物の耐震化	28
(6) 緊急輸送道路指定路線沿道の建築物の耐震化促進	29
(7) 重点的に耐震化すべき区域	30
6 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	31
(1) 地震防災マップの公表・周知	31
(2) 相談体制の整備と広報・パンフレット等による情報提供の充実	32
(3) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進	32
(4) 耐震診断実施者に対する耐震化促進	32

(5) リフォームにあわせた耐震改修の誘導.....	32
(6) 地域住民等との連携による啓発活動.....	32

7 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項.....	33
(1) 関係法による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施.....	33
(2) 県及び県内市町村との連携強化.....	34
(3) 建築基準法に基づく耐震化の促進.....	34
(4) その他.....	34

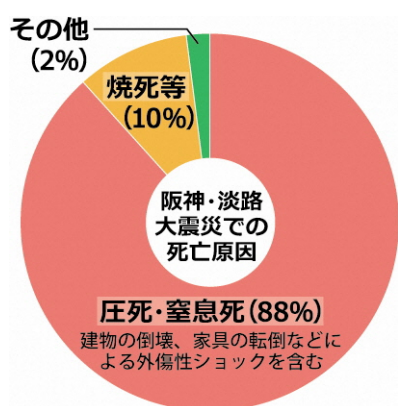
【参考資料】

資料1 建築物の耐震化に係る関係法令等.....	35
(1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針.....	35
(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、抜粋）.....	46
(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令.....	67
資料2 融資制度関係.....	74

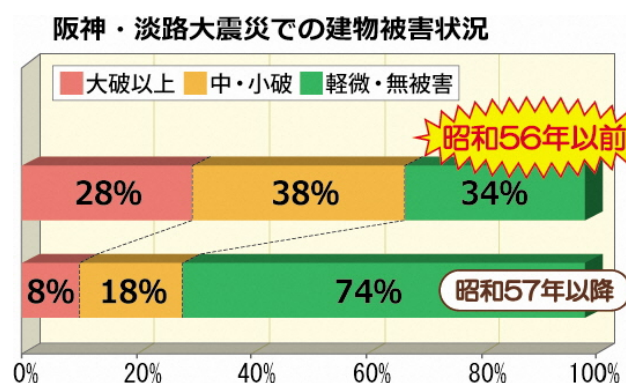
1 背景

(1) 計画策定の背景

1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災では、地震により多数の人命が奪われ、その主たる原因は住宅・建築物の倒壊等によるものでした。その教訓を踏まえて、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を定め、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）」（以下「促進法」という。）が制定されました。



出典：警察白書（平成7年版）



出典：阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書（平成7年）

図1-1 阪神・淡路大震災による死因別死者数

図1-2 阪神・淡路大震災における建築物の被害状況

その後、新潟県中越地震や中越沖地震、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、熊本地震など大地震が頻発しており、大地震は、いつどこで発生してもおかしくない状況にあり、また、南海トラフ地震や首都直下地震などの発生の切迫性も指摘され、その被害は甚大なものになると想定されています。

このような中、中央防災会議において、建築物の耐震改修は全国的に取り組むべき「社会全体の緊急課題」と位置づけられ、建築物の耐震化を推進するために、促進法が2006年（平成18年）1月に改正され、建築物の耐震診断及び耐震改修を実施してきました。

その後、耐震化の進捗が遅れぎみであり、また、大規模地震の切迫性が指摘される中、建築物の耐震化を強力に促進するため、国の基本方針が改正され、2013年（平成25年）11月に改正促進法が施行されました。

(2) 耐震改修促進にまつわる昨今の状況

熊本県熊本地方において、平成28年4月14日および16日の2回、最大震度7を記録する地震が発生し、熊本県を中心に数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらし、これまでの地震被害からの教訓と同様に、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、早急に耐震性の向上を図る必要が求められるとともに、加えて柱とはり等との接合部の接合方法が不十分であったことなどが原因で、新耐震基準の住宅にも一定の被害があったことが確認されており、新耐震基準の住宅に対しても対策が求められています。

さらに、平成30年6月に発生した大阪府北部地震では、ブロック塀の倒壊による死者も発生しました。

このブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省は学校におけるブロック塀の安全点検等について取組を促す通知を全国の各教育委員会等に発出し、また国土交通省は、「ブロック塀の安全点検のチェックポイント」を公表し、地方公共団体に対し、塀の所有者等に向けた注意喚起の依頼等を行うとともに、平成30年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」施行令の一部を改正し、平成31年1月1日に施行、耐震診断を義務付けられる対象に避難路沿道のブロック塀等が加えられました。

みどり市では2009年（平成21年）3月に耐震改修促進計画を策定し、2015年度（平成27年度）末までに住宅の耐震化率を75%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を80%とすることを目標に掲げ、さらに2016年度（平成28年度）に耐震改修促進計画を改定し、2020年度（令和2年度）までに住宅及び建築物の耐震化率それぞれ80%、95%にする目標掲げ、住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んできましたが、目標の達成には至りませんでした。

そこで、本計画ではさらに5年後の令和7年度までの住宅及び建築物の耐震化率の目標掲げ、住宅・建築物の所有者等が地震対策の重要性を確実に認識できるようにターゲットを定め、ターゲットに合わせて、普及啓発の方法を見直し、これまで実施している支援策を所有者等や耐震改修の担い手（プレイヤー）となる建築士・施工者等が積極的に耐震改修に取り組みたくなるように内容の見直し等を行い、また地震による建築物等の倒壊から市民の命を守るために、市と県の役割分担の明確化、建築関係団体、建築士・施工者等及び自治会等の地域組織との連携体制の強化など、これまでの施策の見直しと新たな施策を追加し、これまでよりも強力に耐震化を促進します。

ブロック塀についても、今後実態の把握を行い、撤去や生垣改修などに誘導してゆく政策を行う必要があります。

このように本計画では、今後5年の2025年度（令和7年度）までに、市民が地震対策の重要性を確実に認識できるような普及啓発の方法を見直し、実施している支援等が市民に使いやすくなるような内容の見直し等を行い、これまでよりも強力に耐震化を推進します。

2 計画の概要

(1) 計画の目的

本計画は、促進法第6条に基づき、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の命と財産を守ることを目的とし、国及び県の耐震化率の目標、県内で想定される地震の規模及び被害並びに耐震化の現状等を踏まえた具体的な目標を定め、みどり市における建築物の耐震診断及び耐震改修について、これまでよりも強力な促進を図ることを目的とします。

(2) 基本方針

2016年(平成28年)3月に改正された国の基本方針では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画(平成28年3月閣議決定)における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、2020年(平成32年)までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、2025年(平成37年)までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することが目標とされました。しかし2018年(平成30年)の調査では、耐震化率は約87%であり、未だ計画の実行が不十分であることが判明しています。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、新耐震基準の住宅に対する対策、大阪府北部地震ではブロック塀の安全性の確保が求められています。

以上を踏まえ、本計画では、地震被害から市民の命と財産を守るために、住宅及び建築物の耐震化を促進するとともに、住宅の倒壊による圧死等を防ぐために、耐震シェルター等の住宅の部分的な補強による減災化もあわせて促進します。

【基本方針】

- ①地震被害から、市民の命と財産を守るために、住宅及び建築物の耐震化を促進します。
- ②住宅の地震被害から、市民の命を守るために、住宅の減災化を促進します。

(3) 本計画の位置づけ

促進法の改正に伴い、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を定め、建築物の耐震診断及び耐震改修に関する基本的施策の方向性等が示されました。

みどり市においても、国及び県と連携しつつ、地域の実状に応じた建築物の耐震化の促進に関する施策を立案し、それを計画的に推進する必要があります。そのため、本計画を、みどり市における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る計画として位置づけます。

なお、本計画は、国の基本方針及び県の「群馬県耐震改修促進計画」を上位計画とし、また、すでに策定されている「みどり市総合計画」、「みどり市地域防災計画」の方針や施策と整合を図り作成します。

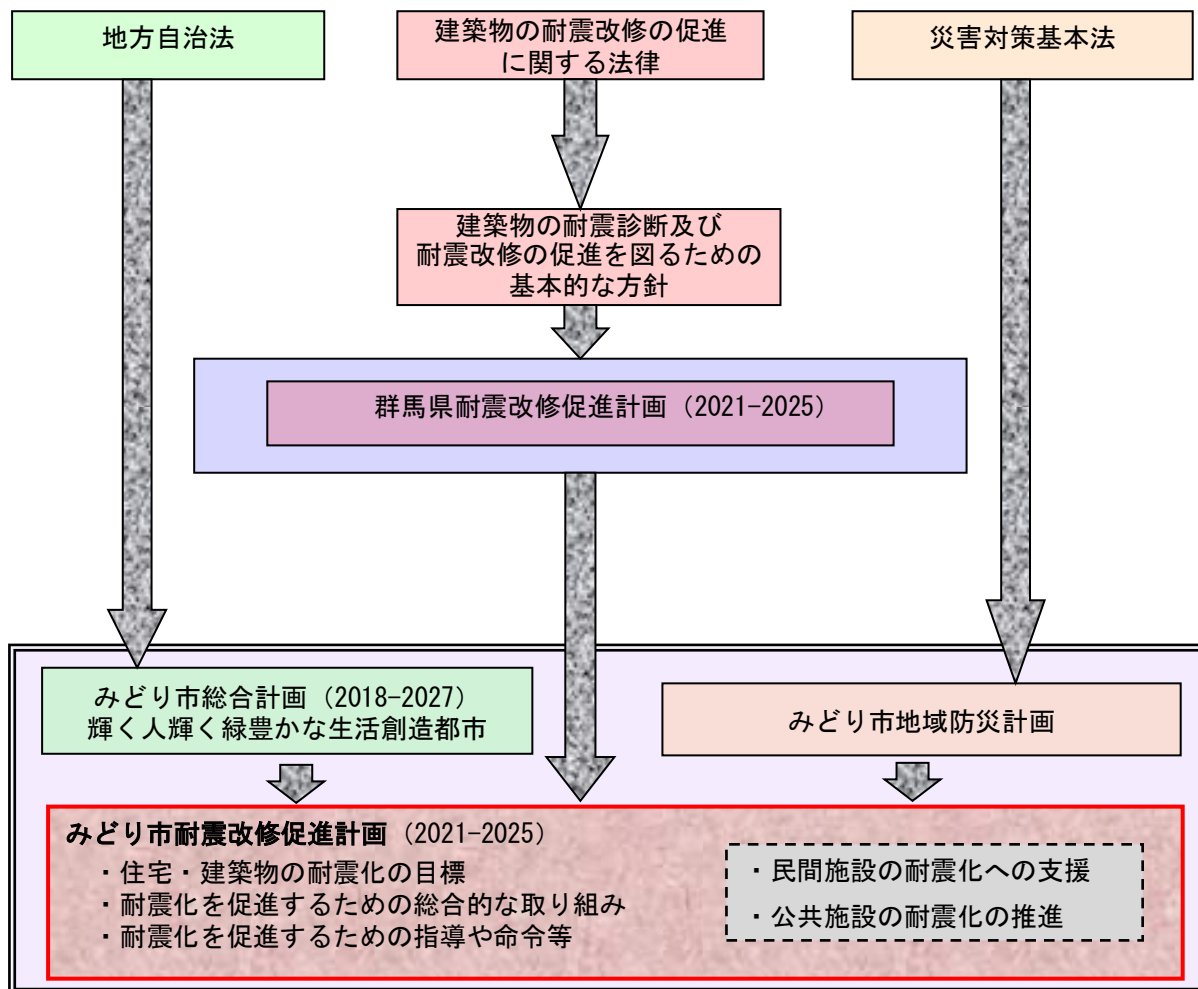


図 2 - 1 本計画の位置づけ

（４）目標年次

国の基本方針では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年 5 月 31 日中央防災会議決定）、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月閣議決定）及び住生活基本計画（平成 28 年閣議決定）、国土強靱化アクションプラン 2016（平成 28 年 5 月国土強靱化推進本部）における目標を踏まえ 2025 年（令和 7 年）が目標とされ、群馬県耐震改修促進計画においても 2025 年度（令和 7 年度）を計画期間としています。

これらの上位計画及び関連計画を踏まえ、本計画の目標年次は、2025 年度（令和 7 年度）までの 5 年間とし、社会情勢や事業進捗等を勘案し、必要に応じて目標や計画内容を見直すこととします。

(5) 対象とする建築物

本計画において、対象とする建築物は、次に示す建築物とします。

表 2-1 本計画で積極的に耐震化を促進する対象建築物

種類		内容	備考
住宅		市民の生命・財産等を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも重要な住宅の耐震化を促進します。	戸建て住宅、共同住宅（長屋住宅含む）
特定既存耐震不適格建築物 ^{※1}		次に示す一定の規模以上の施設で耐震化を促進します。 ①多数の者が利用する建築物 ②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物
耐震診断義務付け対象建築物 ^{※2}	要緊急安全確認大規模建築物 (耐震化完了済)		公共公益性が高いことや倒壊時に大きな被害が想定されることなどから、特に耐震化を積極的に促進します。
	要安全確認計画記載建築物		
	沿道建築物 (市内に該当なし)	県又はみどり市が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（建物に附属するブロック塀等を含む）	法第7条に定める要安全確認計画記載建築物
	防災拠点 (市内に該当なし)	県またはみどり市が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	
市有建築物		市有建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多くの県民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進していきます。	

※1 特定既存耐震不適格建築物：次ページの表2-2に定められた用途及び規模(特定既存耐震不適格建築物の要件欄)を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物のこと。

※2 耐震診断義務付け対象建築物：次ページの表2-2に定められた要件(耐震診断義務付け対象建築物の要件欄)を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物であって、昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの。

表 2-2 特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第 14 条、第 15 条、附則第 3 条第 7 条）

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第 14 条)	指示※ 1 対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第 15 条 2 項)	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件※ 2 (附則第 3 条・第 7 条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上(屋内運動場の面積を含む)	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上(屋内運動場の面積を含む)	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上(屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設。病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演芸場。集会場、公会堂、展示場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
ホテル、旅館		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上		
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障 5,000 m ² 以上 害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物（法第 14 条第 2 号）			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は処理するすべての建築物	500 m ² 以上
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第 14 条第 3 号）		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合には 6 m 超）（建物に附属するブロック塀等を含む）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する避難路の重要な沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合には 6 m 超）（建物に附属するブロック塀等を含む）
防災拠点である建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対応策に必要な施設等の建築物

要緊急安全確認大規模建築物（法附則第 3 条）

要安全確認計画記載建築物（法第 7 条）

※ 1 耐震改修促進法第 15 条第 2 項に基づく指示 ※ 2 義務付け対象は旧耐震基準建築物

3 想定される地震と被害

(1) 過去の地震被害

近年、県内で発生した地震被害で最も大きいものが1931年（昭和6年）に発生した「西埼玉地震」です。この地震は、埼玉県荒川上流域を震源とする地震であり、地震の規模はマグニチュード6.9でしたが、震源からの距離が近いため県内のほとんどの市町村が強震（震度5）域に含まれ、多数の被害が発生しました。また、群馬県では818年に推定マグニチュード7.5の弘仁地震が発生し、上野国や武蔵国で多くの死者が出たと言われています。

2011年（平成23年）3月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、県内の最大震度6弱、みどり市では5弱でした。県内において家屋の全壊は発生しなかったものの、死者1名が発生したほか、半壊及び多くの一部損壊が発生しました。

表 3—1 県内の地震被害の一覧

発生日	地震名（震源）	規模（M）	震度	群馬県内の主な被害状況
1916. 2. 22 （大正 5 年）	．．．． ¹⁾ （浅間山麓）	6. 2	3：前橋市昭和町	家屋全壊 7 戸半壊 3 戸 一部損壊 109 戸
1923. 9. 1 （大正 12 年）	関東地震 （神奈川県西部）	7. 9	4：前橋市昭和町	負傷者 9 人家屋全壊 49 戸半 壊 8 戸
1931. 9. 21 （昭和 6 年）	西埼玉地震 （埼玉県北部）	6. 9	5：前橋市昭和町	死者 5 人負傷者 55 人 家屋全壊 166 戸 半壊 1, 769 戸
1964. 6. 16 （昭和 39 年）	新潟地震 ²⁾ （新潟県下越沖）	7. 5	4：須田貝通報所 ・前橋市昭和町	負傷者 1 人
1996. 12. 21 （平成 8 年）	茨城県南部の地震 （茨城県南部）	5. 6	5 弱：板倉町板倉 4：沼田市西倉内町 ・片品村東小川 ・桐生市織姫町	家屋一部破損 64 戸
2004. 10. 23 （平成 16 年）	2004 年（平成 16 年） 新潟県中越地震 ²⁾ （新潟県中越地方）	6. 8	5 弱：片品村東小川 ・高崎市高松町 ・渋川市北橋町	負傷者 6 人 家屋一部破損 1, 055 戸
2011. 3. 11 （平成 23 年）	2011 年（平成 23 年） 東北地方太平洋沖地震 ²⁾ （三陸沖）	9. 0	6 弱：桐生市元宿町 5 弱：沼田市白沢町 ・前橋市富士見町 ・高崎市高松町 ・桐生市新里町 ・太田市西本町 ・渋川市赤城町 ・明和町新里 ・千代田町赤岩 ・大泉町日の出 ・邑楽町中野	死者 1 人負傷者 41 人 家屋半壊 7 戸 一部破損 17, 246 戸
2018. 6. 17 （平成 30 年）	群馬県南部の地震 （群馬県南部）	4. 6	5 弱：渋川市 4：前橋市、桐生市、 伊勢崎市、沼田市、 吉岡町、東吾妻町	住家一部破損

出典：『群馬県地域防災計画』（震災対策編（第 1 部総則）第 4 節）

- 1) 1916 年（大正 5 年）の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっています。
- 2) 気象庁が命名した地震名称です。

(2) 想定される地震規模

群馬県では、2011年（平成23年）の東北地方太平洋沖地震を教訓とし、防災対策の強化・充実に役立てるため、2012年（平成24年）6月に地震被害想定調査結果を発表しました。

この調査では、関東平野北西縁断層帯主部による地震、太田断層による地震、片品川左岸断層による地震の3つの地震被害想定が行われました。

想定地震断層の位置と断層パラメータを以下に示します。

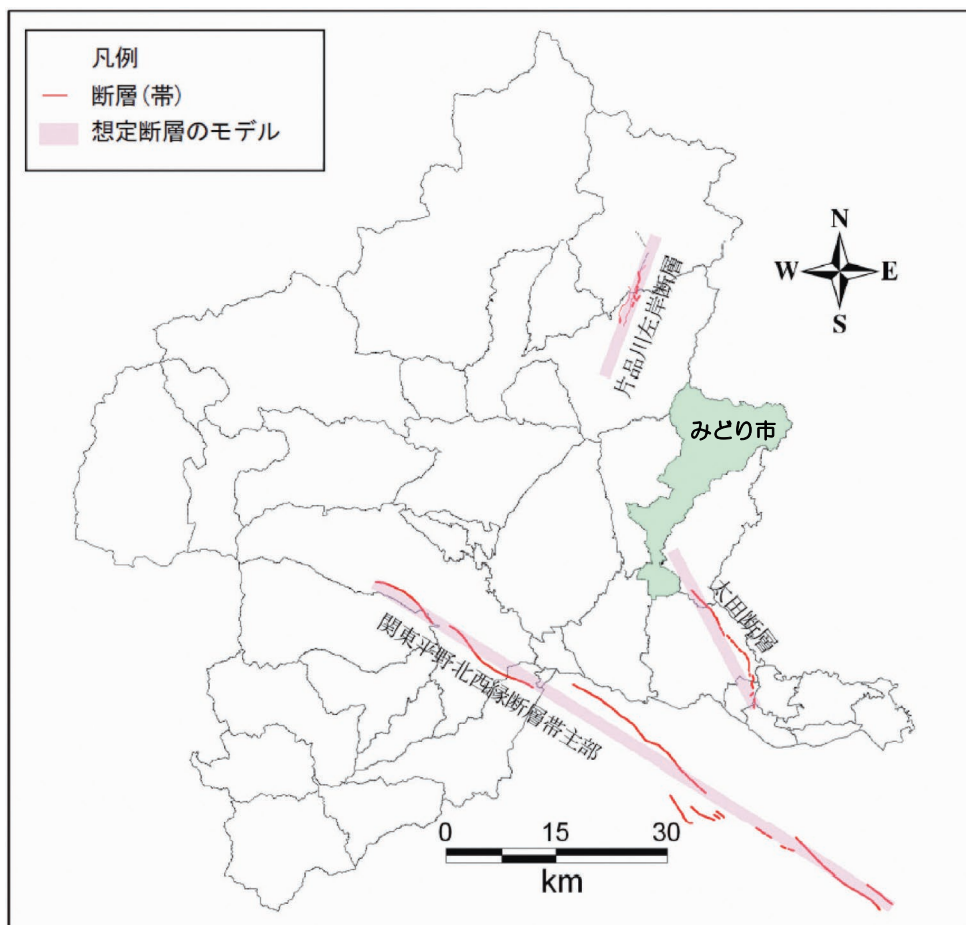


図3-1 想定地震断層の位置（群馬県地震被害想定調査報告書より抜粋）

表3-2 想定地震断層の断層パラメータ一覧（群馬県地震被害想定調査報告書より抜粋）

想定地震断層	上端深さ (km)	長さ (km)	走向 (度)	傾斜 (度)	幅 (km)	ずれの 向き	規模 (M)
関東平野北西縁 断層帯主部	5	2	121	60 西傾斜	20	南西側隆起 逆断層	8.1
太田断層	2	24	154.8	45 西傾斜	18	西側隆起 逆断層	7.1
片品川左岸断層	2	20	16.8	45 東傾斜	18	東側隆起 逆断層	7.0

(3) みどり市における被害想定

群馬県被害想定調査のうち、みどり市において最も被害の大きいと想定される「太田断層による地震」における被害想定結果は、以下のとおりとなっています。

表3-3 みどり市における地震被害想定概要

[太田断層（冬18時、避難者数は1日後、建物被害は揺れ+液状化）]

項目		みどり市	群馬県全域		
人的被害	死者	15.4人	1,053.7人		
	負傷者	241.1人	1,209.3人		
	うち重傷者	79.9人	626.1人		
	避難者	4,488.4人	244,864.1人		
	うち災害時要援護者	160.0人	7,947.5人		
物的被害	建物	全壊	347.7棟	21,558.7棟	
		半壊	2,148.1棟	52,362.5棟	
	火災	出火件数	2.0件	82.3件	
		焼失棟数	5棟	4,768棟	
	ライフライン	上水	断水世帯数	2,692.6世帯	217,422.8世帯
			率	14.8%	29.0%
		下水	被災人口	166.6人	15,773.4人
			被災率	1.9%	1.6%
		電力：停電率	3.3%	4.7%	
		通信：不通回線数	41回線	4,763回線	

出典：群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）

4 耐震化の現状と目標設定

(1) 住宅

ア 現状（2019年度（令和元年度））

本市における住宅の耐震化率を推計した結果、現状の住宅 20,643 棟のうち、耐震性ありは 14,721 棟で、耐震化率 71.3%となっています。

住宅区分ごとに耐震化率をみると、共同住宅では全体 854 棟のうち、耐震性ありが 836 棟で耐震化率 97.9%と、すでに県の目標水準である耐震化率 95%を満たしています。

一方、戸建住宅は、全体 19,789 棟のうち、耐震性ありは 13,885 棟で耐震化率 70.2%であり、県の目標水準 95%を 30%以上下回っており、戸建住宅の耐震化が大きな課題となっています。

表 4-1 住宅の耐震化の現状

住宅の種別	1981 年以前			1982 年以降	耐震性あり e=c+d	計 f=a+d	耐震化率 g=e/f	
	a=b+c	耐震性なし b	耐震性あり c					
戸建住宅	木造	7,884	5,811	2,073	10,460	12,533	18,344	68.3%
	非木造	301	93	208	1,144	1,352	1,445	93.6%
	計	8,185	5,904	2,281	11,604	13,885	19,789	70.2%
共同住宅	木造	36	11	25	388	413	424	97.4%
	非木造	23	7	16	407	423	430	98.4%
	計	59	18	41	795	836	854	97.9%
計	8,244	5,922	2,322	12,399	14,721	20,643	71.3%	

1) 固定資産税台帳（2020年（令和2年）1月1日現在）

2) 1981年（昭和56年）以前の「耐震性あり」については、国の推計値を適用（戸建木造の約26.3%、それ以外の約69.1%）

イ 当初の目標との比較

市、県及び国が設定した2020年度（令和2年度）の目標に対して、どの程度目標に及ばなかったかを図4-1に示します。

2016年度（平成28年度）策定の「みどり市耐震改修促進計画」では、2020年度（令和2年度）における住宅の耐震化率の目標を80%としていました。現状については2019年度（令和元年度）との比較になりますが、その結果を表4-1に示します。この表から、2019年度（令和元年度）の耐震化率は71.3%ですから、当初の目標に8.7%及んでいません。目標年次まであと1年ありますが、目標達成のためには、あと1,794棟の耐震化が必要であることを意味します。

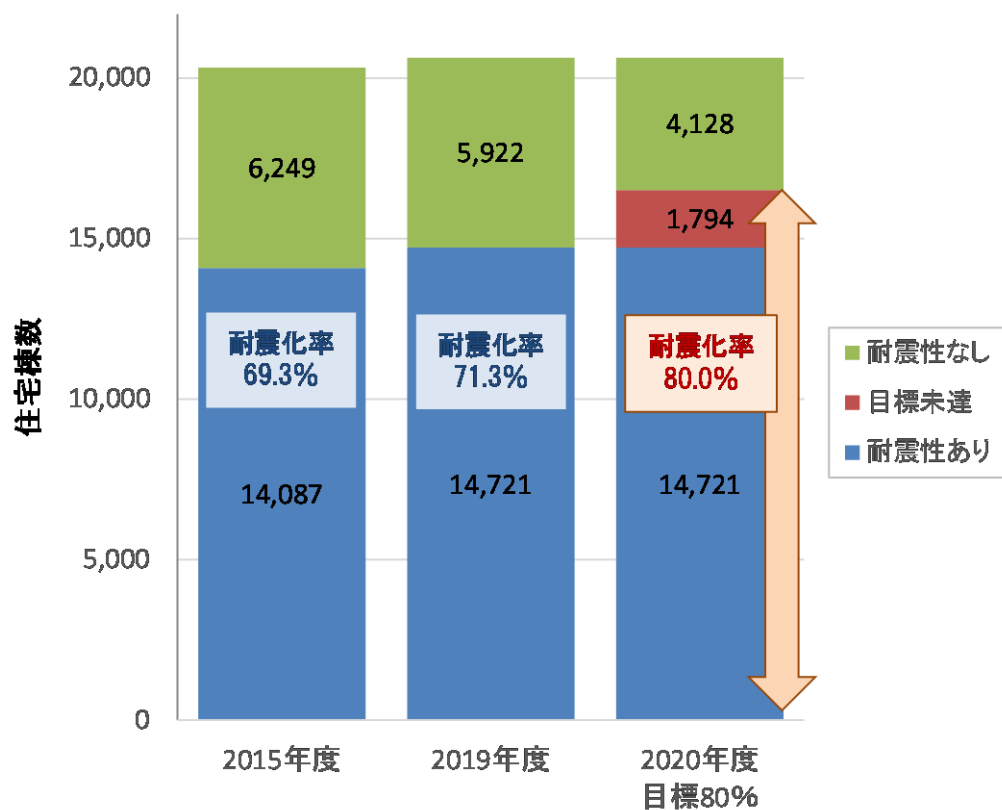


図4-1 2015年度（平成27年度）及び2019年度（令和元年度：現状）における住宅の耐震化の現状と目標との差

補足）2016年度（平成28年度）「みどり市耐震改修促進計画」の改定時点と、今回（令和2年度）の改定時点とでは、1981年（昭和56年）以前のうち「耐震性あり」となる住宅の割合の考え方が異なる。そのため、耐震化率の推計値が異なっている（当時策定の2015年度の耐震化率62.6%）

ウ 目標設定（2025年度（令和7年度））

目標年次である2025年度（令和7年度）の耐震化率の見通しを図4-2に示します。

2019年度（令和元年度）における住宅の耐震化率は71.3%ですが、2025年度（令和7年度）には新築、滅失等の自然更新により592棟増加し、耐震化率は74.2%と推計されます。

群馬県耐震改修促進計画（2021-2025）では、住宅の耐震化率の目標を95%としています。みどり市においては、住宅の耐震化に関する実状と施策の実現性を勘案し、2025年度（令和7年度）に85%まで促進することを目標とするとともに、目標達成でき次第、耐震性が不足する木造住宅を対象とした目標値の見直しを検討します。

なお、耐震化率の目標を85%とした場合、自然更新に加え、耐震化率10.8%の増加に相当する約2,300棟の耐震化が必要となります。

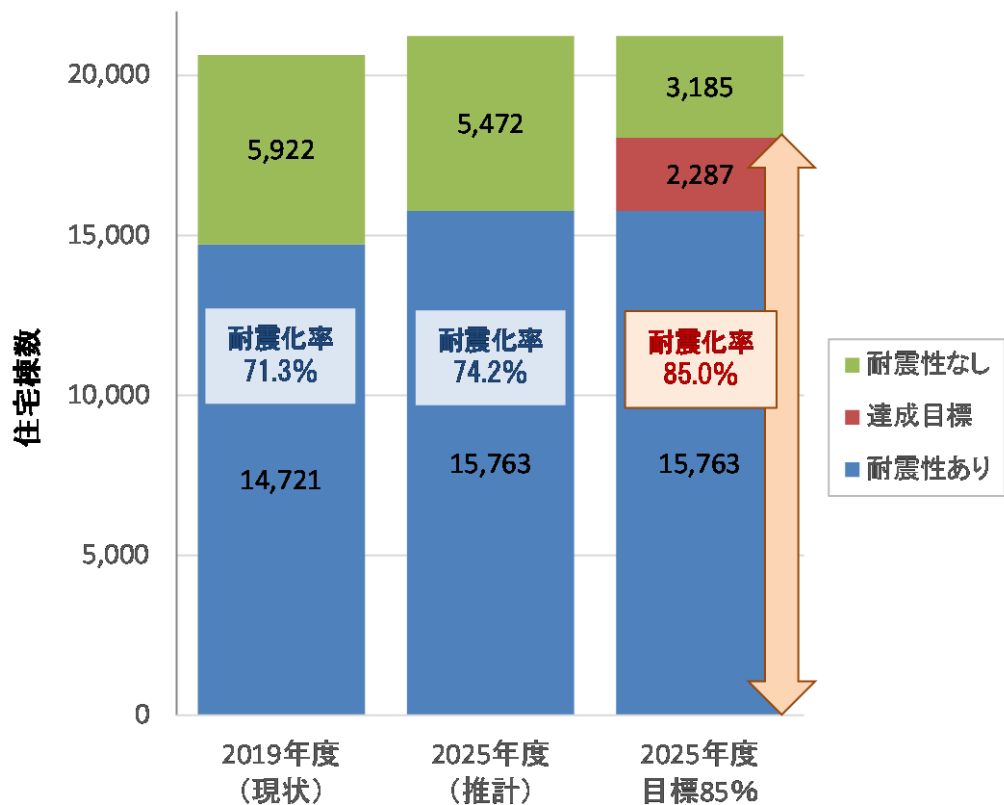


図4-2 2025年度（令和7年度）における住宅の耐震化の目標

(2) 特定既存耐震不適格建築物

促進法第14条第1号に規定する多数の者が利用する建築物の耐震化率は88.3%です。促進法第14条第2号に規定する危険物の貯蔵・処理の用途に供する建築物の耐震化率は77.6%です。促進法第14条第3号に規定する円滑な避難を妨げるおそれのある建築物の耐震化率は76.9%です。

多数の者が利用する建築物については、耐震化に関する市の実情と施策の実現性を勘案し、2025年度（令和7年度）に耐震化を完了させることを目標とします。

表4-2 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物（促進法第14条第1号）の耐震化の現状と目標設定

用途		建築物数	1981年 以前の 建築物	1982年 以降の建 築物また は耐震性 あり	現状の 耐震化率 (2020)	耐震化率 の目標 (2025)	達成必要 棟数
(1) 災害時の拠点となる建築物	市役所、消防署、幼稚園、小中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等	70	3	67	95.7%	100%	3
	公共（市有）建築物	42	1	41	97.6%		
	民間建築物	28	2	26	92.9%		
(2) 不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル、旅館、映画館、遊技場、銀行等	10	2	8	80.0%	100%	2
	公共（市有）建築物	6	1	5	83.3%		
	民間建築物	4	1	3	75.0%		
(3) 特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	40	9	31	77.5%	100%	9
	公共（市有）建築物	15	3	12	80.0%		
	民間建築物	25	6	19	76.0%		
計		120	14	106	88.3%	100%	14
	公共（市有）建築物	63	5	58	92.1%		
	民間建築物	57	9	48	84.2%		

(3) 市有建築物

ア 市有建築物全体

市有建築物の用途を表4-3のとおり区分し、用途ごとに耐震化の現状と目標設定を行いました。

総じて現状の耐震化率は低く、公共（市有）建築物の耐震化率は57.4%です。このうち、「災害対策拠点機能等の確保を図る上で優先的に整備すべき公共建築物」、「震災時における被害防止の観点から整備すべき公共建築物」及び「その他」の耐震化率は、それぞれ68.5%、50.5%、75.0%です。

以上を踏まえ、2025年度（令和7年度）における公共（市有）建築物全体の耐震化率の目標は90%とし、規模が大きいものから中心に計画的に耐震化を促進します。

表4-3 公共（市有）建築物全体の耐震化の現状と目標設定

大分類	小分類	建築物数	1981年以前の建築物	1982年の以降の建築物は耐震あり	現状の耐震化率(2020)	耐震化率の目標(2025)	達成必要棟数
Ⅰ. 災害対策拠点機能等の確保を図る上で優先的に整備すべき公共建築物	1. 災害対策拠点建築物	18	3	15	83.3%	90%	33
	2. 救助・救急、医療等拠点建築物	23	6	17	73.9%		
	3. 避難収容建築物	106	38	68	64.2%		
	4. ライフライン関係建築物	2	0	2	100.0%		
	(小計)	149	47	102	68.5%		
Ⅱ. 震災時における被害防止の観点から整備すべき公共建築物	5. 避難弱者建築物	21	2	19	90.5%	90%	127
	6. 多数の市民が集まる建築物	61	15	46	75.4%		
	7. 比較的滞在時間の長い建築物	237	141	96	40.5%		
	(小計)	319	158	161	50.5%		
Ⅲ. その他	8. その他の市有建築物	32	8	24	75.0%	90%	5
合計		500	213	287	57.4%	90%	165

イ 市有特定既存耐震不適格建築物

特定建築物（特定既存耐震不適格建築物）の要件を満たす市有建築物の耐震化率を表4-4に整理しました。

全63棟のうち「耐震性あり」が58棟で、耐震化率は92.1%です。

耐震性が不足している5棟については、促進法第14条第1号の多数の者が利用する特定建築物（特定既存耐震不適格建築物）に該当することから、特定既存耐震不適格建築物（表4-2）及び公共（市有）建築物（表4-3）の耐震化率向上に資するよう、優先度を高めて耐震改修促進を図ります。

表4-4 公共（市有）特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状と目標設定

2020年（令和2年）1月1日現在

大分類	小分類	建築物数	1981年以前の建築物 または 耐震性なし	1982年以降の建築物 または 耐震性あり	現状の耐震化率	耐震性が不足している建築物 （特定既存耐震不適格建築物）
Ⅰ. 災害対策拠点機能等の確保を図る上で優先的に整備すべき公共建築物	1. 災害対策拠点建築物	6	1	5	83.3%	笠懸保健センター
	2. 救助・救急、医療等拠点建築物	0	0	0	—	—
	3. 避難収容建築物	40	1	39	97.5%	東公民館
	4. ライフライン関係建築物	0	0	0	—	—
	(小計)	46	2	44	95.7%	
Ⅱ. 震災時における被害防止の観点から整備すべき公共建築物	5. 避難弱者建築物	0	0	0	—	—
	6. 多数の市民が集まる建築物	4	0	4	100.0%	—
	7. 比較的滞在時間の長い建築物	13	3	10	76.9%	市営住宅
	(小計)	17	3	14	82.4%	
Ⅲ. その他	8. その他の市有建築物	0	0	0	—	—
合計		63	5	58	92.1%	

(4) ブロック塀等

ブロック塀等については、主に昭和 46 年と昭和 56 年に建築基準法施行令が改正施行されており、特に昭和 45 年以前のブロック塀等の危険性が指摘されてきました。

平成 30 年の大阪府北部地震を受けて、平成 30 年の耐震改修促進法の改正により、避難路沿道のものに耐震診断を義務付けることが可能になったことを含め、ブロック塀等の安全対策が急務となっています。

たとえば、下記に示したように、県が実施したブロック塀等の安全に関する所有者アンケート（令和 2 年度）による意識調査結果では、ブロック塀等の危険性や安全点検について普及啓発が求められているとともに、安全確保対策にかかる費用負担の軽減が求められています。

ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート（群馬県 令和 2 年度実施）

● ブロック塀等の所有者属性

全体的に高齢者が世帯主となっている世帯が多く、高齢者のみ世帯（単身または夫婦のみ）が占める割合も高くなっており、主に年金で生活するなど収入が低い世帯が多くなっています。

● 既存ブロック塀等の安全確保にかかる意識の醸成

既存ブロック塀等について、アンケートの安全点検の結果によると一定数に不適合の部分が確認されているなかで、多くの所有者が、安全点検（自己点検）について知らない又は実施していないにも関わらず安全であると考えていることから、まずは既存ブロック塀等の危険性や安全点検について普及啓発することが求められます。

● 安全確保対策にかかる費用負担の軽減等

所有者は年金収入のみの世帯も多いなかで、安全確保対策を実施しない理由は費用面が多く挙げられています。自己負担額が 10 万円程度までであれば実施したいという所有者が半数程度存在することから、安全確保対策にかかる費用負担を軽減することが重要です。

また、行政の役割としては補助だけでなく、道路沿いのブロック塀等の地域全体の実態把握や、所有者への安全点検の普及啓発も求められています。

5 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

ア 基本的考え方

住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題または地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。

また、耐震診断や耐震改修の技術を有する建築団体、防災対策の知識普及に取り組む教育機関及び防災意識の高いNPOと連携して、耐震化を推進することが必要です。

これらの諸団体は市民が自ら耐震化を行おうとする際に、知識と経験を活かして専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要となります。

市は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を群馬県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

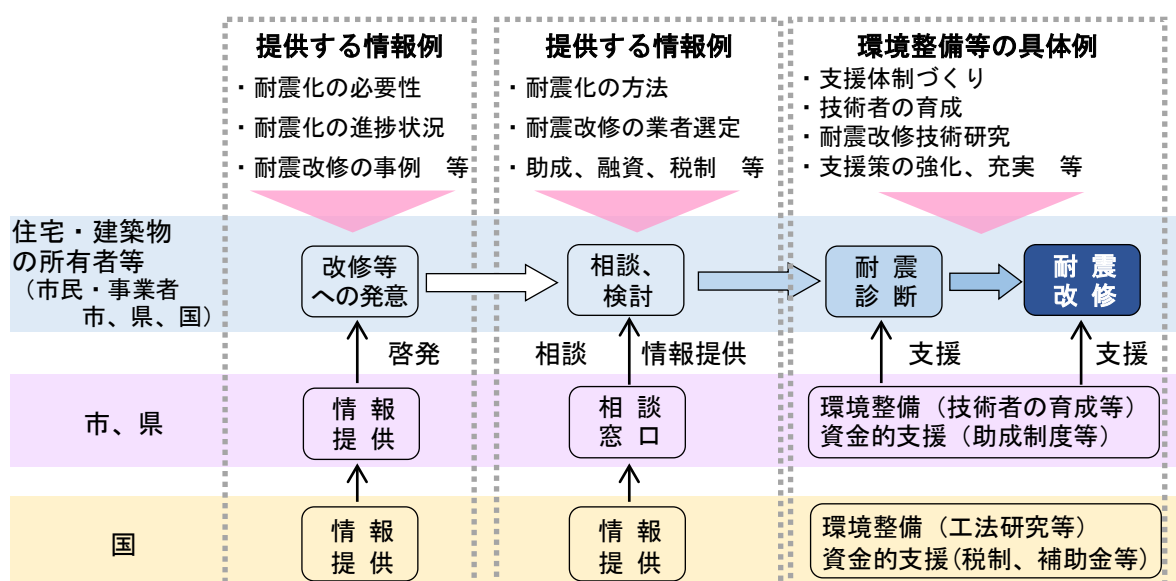


図5-1 耐震診断・耐震改修の促進イメージ

イ 役割分担

① 住宅・建築物の所有者等が自助努力による耐震化を図ることが重要です。

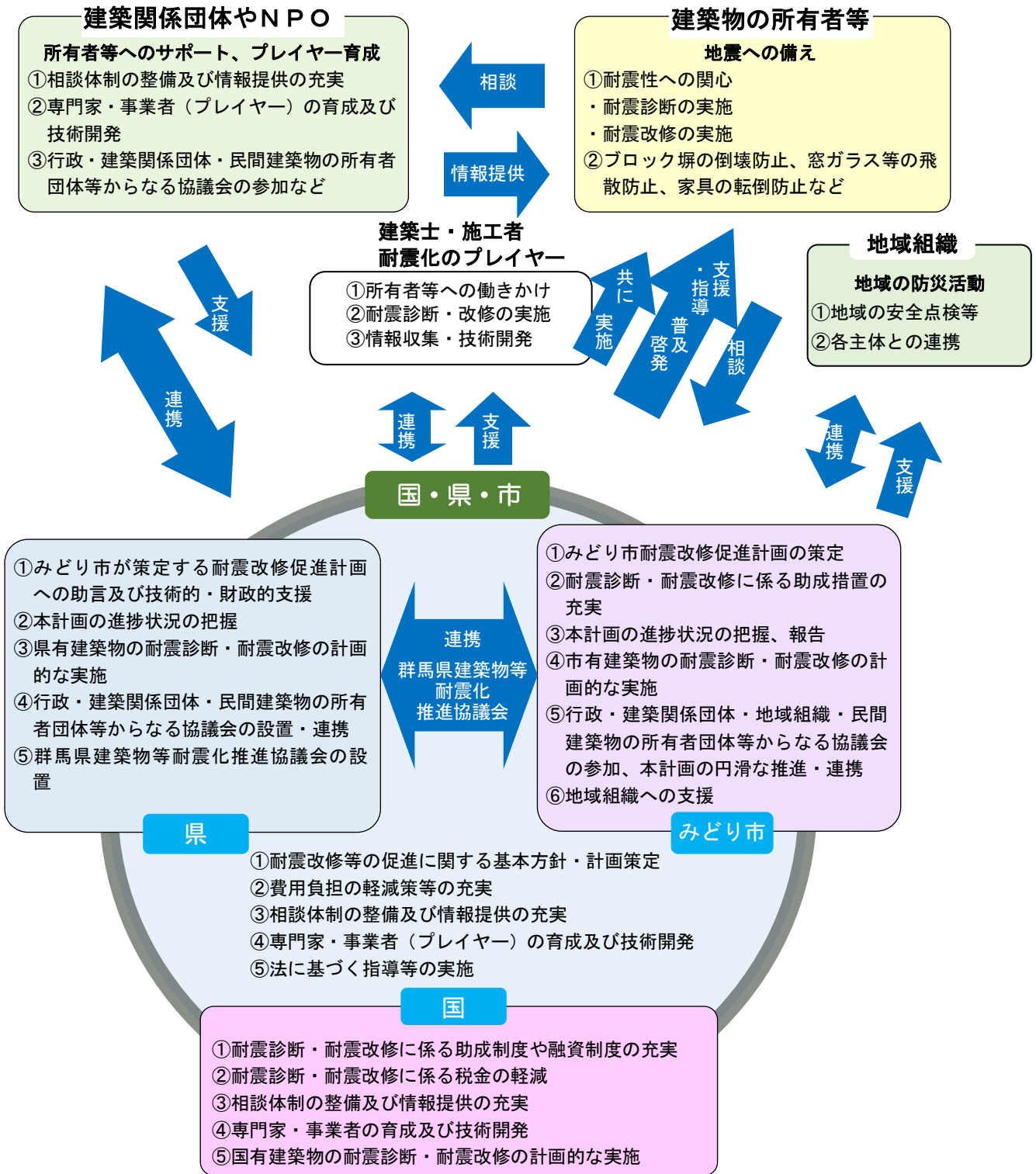
住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと耐震化を進めることが重要です。

② 市は住宅・建築物の所有者等が行う耐震化を支援します。

市は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取り組みを、国や県と連携して総合的に進めていきます。

③ 建築士・施工者が耐震化のプレイヤーとして活躍できるようにします。

市は、建築士・施工者が、住宅や建築物の耐震化のプレイヤーとして活躍できる環境整備を、国や県と連携して進めていきます。



参考：群馬県耐震改修促進計画（2021－2025）

図5－2 役割分担のイメージ

(2) 耐震改修を促進するための環境の整備

ア みどり市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの作成

本計画に定めた目標の達成に向け、毎年度、住宅耐震化に係わる財政的支援や普及啓発等の取組を位置付け、その進捗状況を把握、評価するとともに、アクションプログラムの充実、改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的として、みどり市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを作成します。

アクションプログラムでは、毎年度に実施する取組内容として、財政的支援や普及啓発等について記載し、前年度の取組実績について自己評価します。

イ 専門技術者の養成・紹介体制・情報公開の充実

市民が安心して耐震診断及び耐震改修を行う環境を整備するために、耐震診断を行う建築士、耐震補強工事を行う事業者などの紹介体制の充実に努めます。また、既存の壁や床、天井を壊さずに耐震補強できる低コスト方法の普及を行います。

ウ 専門家・技術者向け講習会の開催

耐震診断を実施する専門家、技術者を養成するため、県が開催する診断者養成講習会の周知を行います。また、耐震改修事業者向け講習会や耐震改修事業者リストの作成及び公表を県と共同で実施します。

エ 地区ぐるみの耐震勉強会、学校での防災教育の推進

隣組などの組織を対象に、地区ぐるみで耐震診断及び耐震改修を啓発する勉強会を開催します。また、教育委員会等と連携し、親子の防災教室を検討し、家庭での耐震意識の向上を推進していきます。

(3) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について意識啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震化にかかる費用負担の軽減のための制度である耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制）や代理受領制度を活用しながら、建築物の耐震改修の促進と耐震化に対する意識の醸成を図っていきます。

ア 助成制度

1981年（昭和56年）5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造住宅について、耐震診断（無料、ただし交通費1,000円必要）及び耐震改修の補助制度を実施しています。

イ 代理受領制度の検討

申請者（建物所有者等）との契約により耐震改修工事等を実施した者（工事施工者等）が、申請者からの委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

この制度を利用することにより、工事費等と補助金との差額分のみを用意すればよくなり、当初の費用負担が軽減されます。今後、代理受領制度の検討並びに計画への反映、市民への周知を図ります。

ウ 耐震診断及び耐震改修に対する税の特例措置及び融資制度の紹介

耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するために、住宅の耐震診断及び耐震改修に対して、税の特例措置を広く市民に周知し、耐震改修を促進していきます。また、建築物の所有者に、各金融機関の融資制度を紹介し、耐震診断及び耐震改修を促進していきます。

エ 地震保険の制度紹介と活用促進

地震により建物が倒壊した際に、地震保険に加入している場合、その復旧再建に要する費用の負担軽減が可能となります。このような震災時における個人負担の軽減につながる地震保険の制度を紹介し、活用を促進していきます。

オ 法改正により創設された制度・措置

2013年（平成25年）11月の促進法の改正により、以下の緩和措置等が創設されたことから、市民への周知、啓発に努めます。

① 耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率の緩和

耐震改修を行う際に、地震に対する安全性の向上のために必要で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、建ぺい率・容積率の規定に適合しなくなることがやむを得ないと認められる場合には、建ぺい率・容積率の特例措置が認められます。

② 建築物の地震に対する安全性の表示制度

建築物の所有者は、特定行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができ、認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができます。

③ 区分所有建築物の議決要件の緩和

耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有に関する法律）に規定する共用部分の変更に関する決議要件が3/4から1/2超（過半数）に緩和されます。

カ 総合相談窓口の設置

市民が気軽に利用でき、住まいや耐震改修に関する相談、耐震診断・耐震改修補助申請の受付などを総合的に相談できる窓口として充実させます。

また、市民が耐震改修工事等を実施する場合において、詐欺まがいの工事業者への不安があるため、市において耐震診断・改修に関わる専門家、工事業者等の登録名簿を整理するなど、安心な業者選択への情報提供制度を検討します。

キ 減災型の耐震改修等への支援

命を守る減災化の観点から、これまで実施してきた耐震改修補助に加え、1室（寝室）耐震等により瞬時に倒壊に至らない程度の耐震改修（例えば、住宅の構造耐震指数0.7以上等）に対する補助等の創設を検討します。

また、家具固定、耐震ベッド等への助成を検討します。

ク 耐震改修啓発ローラー作戦

家屋倒壊危険度の高い地区等において、耐震改修が必要な住宅、建築物等の所有者等に対して、ダイレクトメールによる啓発パンフレットの送付や戸別訪問等による耐震化の啓発活動を検討します。

ケ 法改正により創設された制度・措置

2020年（令和2年）4月の改正により、以下の緩和措置等の期限が変更されたことから、次の項目に対して市民への周知、啓発に努めます。

① 税の減免措置

税の減免は、表に示したとおり所得税の控除、固定資産税の減額などを実施する。

② 金融機関等と連携した融資制度の拡充

金融機関や住宅金融支援機構、県との連携（中小企業パワーアップ融資制度）の元に様々な融資制度の斡旋を行い耐震化の取り組みを支援する。

（詳細については、資料編を参照）

表 5 - 1 耐震改修促進税制

所得税	概要	標準的な工事費用相当額から補助金などの金額を引いた額（上限 250 万円）を対象に、控除率 10%、最大 25 万円が、リフォームが完了した年分のみ所得税から控除
	要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸ではない、所有する住宅のリフォーム ・ 1981 年（昭和 56 年）5 月 31 日以前に建てられた住宅のリフォーム ・ 現行の耐震基準に適合させるための耐震リフォーム ・ 住宅耐震改修証明書などの必要書類を添付して確定申告
	期限	令和 3 年 12 月 31 日
固定資産税	概要	耐震リフォームが行われた住宅の固定資産税額（120 ㎡相当部分まで）が、1 年間 1 / 2 減額 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅（耐震診断義務付け建築物）の耐震リフォームでは、2 年間 1 / 2 減額
	要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1982 年（昭和 57 年）1 月 1 日に存在する住宅の耐震リフォーム ・ 耐震リフォームの工事費用が 50 万円超 ・ 工事完了後 3 か月以内に、市区町村に証明書などの必要書類を添付して申告
	期限	令和 4 年 3 月 31 日
	概要	耐震診断義務付け建築物の耐震改修を対象に、改修工事が完了した年の翌年度から 2 年分の当該家屋に係る固定資産税を 2 分の 1 控除（ただし、単年度あたりの減額の上限は工事費の 2.5% 相当額まで）
	要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震改修を義務付けられた建築物 ・ 平成 26 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに耐震改修工事を行ったもの ・ 地方税法施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助を受けて耐震改修を行ったもの
	期限	令和 5 年 3 月 31 日

（4）その他の安全対策

ア 住宅の減災化の促進

住宅については、金銭的な理由や高齢化等の住まい手の事情などの様々な理由により、耐震診断まで実施したとしても、耐震改修が実施されにくい場合があります。その場合でも、所有者等のニーズに適した手法による安全性の確保を目指し、最低限人命を守るための「減災化」を目的とした施策も促進します。

① 段階的な耐震改修

家族の状況や生活環境の変化に応じて、費用対効果の高い補強工事を行い、段階的に耐震化を進めるなどの、住まい手の状況にあった耐震改修を促進します。

② 命を守る住まいの補強

住宅の中で最も滞在時間の長い寝室などの最小限の空間を確保するため、寝室のみの

耐震改修、耐震シェルターの設置や耐震ベッドなどにより圧死による地震被害を軽減する方策を促進します。

イ 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

多数の者が利用する建築物については、建築物の所有者や関係団体等へ耐震化の重要性、耐震化の支援等を広報誌、パンフレット、ポスター、ホームページなど様々な手段を通じて情報提供を行い、耐震化の普及・啓発を行います。

ウ 天井等の非構造部材の脱落防止対策

2004年（平成16年）に発生した新潟県中越地震では、大型店舗で天井が脱落しました。また、宮城県沖地震では、スポーツ施設の天井が落下し利用者に負傷者が出ました。これらの教訓を踏まえ、天井の脱落防止対策に関する新たな基準が定められました。

天井等の非構造部材の脱落による危険性を建物所有者に周知し、天井・施工状態の早期点検を促すと共に必要に応じた改修を行うよう指導・啓発等を行います。

エ エレベーター・エスカレーターの防災対策

2005年（平成17年）7月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。また、東日本大震災ではエレベーターの釣合いおもりの脱落やレールの変形、エスカレーターの脱落などの被害が発生しました。これらの教訓から、建築基準法施行令及び告示が改正されました。

建物所有者、保守点検業者及び消防部局と連携して、通常の維持管理体制の強化のほか、非常時の救出や復旧体制の整備などを進めていきます。

オ 窓ガラスや屋外看板等の落下防止対策

2005年（平成17年）に発生した福岡県西方沖地震では、オフィスビルの窓ガラスが落下し通行人に負傷者が発生しました。大規模地震時には、窓ガラスや屋外看板、外壁等が落下し、路上の通行人に危害を与える可能性があり、がれきの発生により避難や救援活動の妨げになることが想定されます。

これらの教訓を踏まえ、窓ガラスや屋外看板の落下による危険性を市民に周知するとともに、建物所有者に、早期点検を促すと共に必要に応じた改修を行うよう指導・啓発等を行います。

カ ブロック塀等の転倒防止対策

地震発生時に、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり、死傷者が発生する可能性があります。特に、老朽化したブロック塀は、人的被害を発生させる恐れが大きいため、建築物防災週間等の機会を通じ、通学路等を中心に危険個所の点検、改善指導を進めます。

また、自主防災組織が行う地域危険度マップの作成など地震防災への取り組み活動を支援していきます。

キ 家具や棚等の固定による転倒防止策

耐震基準を満たす住宅においても、家具や棚等の固定は、震災時の人的被害を軽減するために、有効な対策です。建築物の屋内における家具、タンス、冷蔵庫、食器棚、書棚等、地震の揺れにより転倒・移動して負傷者が発生することを防止するため、家具や棚等の固定を行う方法を紹介し、それぞれの世帯や事業所で取り組む自助努力の活動を支援していきます。

(5) 市有建築物の耐震化

ア 市有建築物の耐震化の情報開示

市は、防災拠点となる主な市有建築物について、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震診断及び耐震改修の実施状況等についての情報を公示するよう努めます。

公表する情報は、施設名称、耐震診断の有無、実施時期、実施結果、構造耐震標準値（Is値）等について実施します。

イ 市有施設の耐震化の推進

市有施設の耐震化については、下表に示す考え方を基本に、災害対策拠点機能関係施設、救助・救急、医療等拠点機能施設、避難収容施設関係施設などについて、大規模なものほど優先的に推進していきます。

特に、不特定多数の市民が利用する施設、市の災害応急活動の拠点となる庁舎、避難収容拠点となる教育施設等の防災上重要な建築物のうち、耐震診断の結果から大規模補強が必要と診断される施設については、地震発生時の一時被害の軽減を図るとともに防災対策上の機能を確保するため、計画的に耐震化を進めていきます。

表 5-2 公共施設の耐震化の考え方

大分類	小分類	耐震化の優先度	
		用途別	規模別
Ⅰ. 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき公共建築物	1 災害対策拠点建築物	特に優先度を定めない	大規模なものほど優先
	2 救助・救急、医療等拠点建築物		大規模なものほど優先
	3 避難収容建築物		大規模なものほど優先
	4 ライフライン関係建築物		特に優先度を定めない
Ⅱ. 震災時における被害防止の観点から整備すべき公共建築物	5 避難弱者建築物	優先度高い ↑	特に優先度を定めない
	6 多数の市民が集まる建築物		特に優先度を定めない
	7 比較的滞在時間の長い建築物		特に優先度を定めない
Ⅲ. その他	8 その他の市有建築物	特に優先度を定めない	特に優先度を定めない

(6) 緊急輸送道路指定路線沿道の建築物の耐震化促進

ア 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための緊急輸送道路として、市では、以下の表及び図に示す路線を指定しています。

表 5 - 3 緊急輸送道路指定路線一覧表

道路種別	路線名	道路管理者	備考 (区分・路線番号)
一般国道(指定区間)	一般国道 50 号	国土交通省	第 1 次(50)
一般国道(指定区間外)	一般国道 122 号	群馬県	第 1 次(122)
主要地方道	大間々世良田線	群馬県	第 1 次(69)
市町村道	みどり市道 2 級 4 号線	みどり市	第 1 次(-)
主要地方道	前橋大間々桐生線	群馬県	第 2 次(3)
	桐生伊勢崎線	群馬県	第 2 次(68)
	伊勢崎大間々線	群馬県	第 2 次(73)
	太田大間々線	群馬県	第 2 次(78)
市町村道	みどり市道 2 級 15 号線	群馬県	第 2 次(-)
	みどり市道 2 級 32 号線	みどり市	第 2 次(-)
	みどり市道大間々 3447 号線	みどり市	第 2 次(-)
	みどり市道大間々 4082 号線	みどり市	第 2 次(-)
	みどり市道大間々 4399 号線	みどり市	第 2 次(-)
	みどり市道大間々 4462 号線	みどり市	第 2 次(-)
	みどり市道	みどり市	第 2 次(-)

出典：みどり市地域防災計画（令和 2 年改正）資料編

この緊急輸送道路は、地震発生時に通行を確保すべき道路であり、震災時の建築物の倒壊によって、住民の避難や緊急車両の通行の妨げが起こらないよう、沿道建築物の耐震化を優先的に進める必要があります。

みどり市に関する緊急輸送道路については、群馬県地域防災計画で指定された緊急輸送道路を本計画の緊急輸送道路として位置づけ、県と協力して、沿道建築物についての調査を継続的に実施するとともに、計画的な耐震化促進方策を検討します。

イ 地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する通行道路を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物の耐震化

地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する通行道路を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が 12m を超える場合は幅員の 1/2、前面道路幅員が 12m 以下の場合は 6m）を加えたものを超える建築物を対象とします。

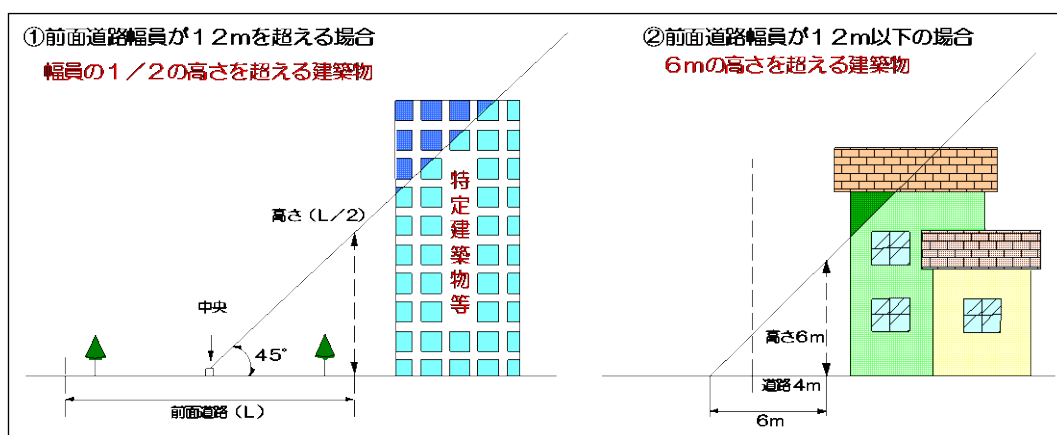


図 5-3 地震によって道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物

(7) 重点的に耐震化すべき区域

南部市街地の大間々地区、笠懸地区の北部等には、震災時に倒壊する建物の割合が比較的高い地区が多く存在します。耐震化促進のための啓発活動等に当たっては、地震防災マップ（危険度マップ）等を活用し、これらの危険地区において重点的に実施するように努めます。

6 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震防災マップの公表・周知

市民が地震防災対策を自らの問題として意識できるように、みどり市地震防災マップを作成しました。このマップをホームページ等で市民に公表すると共に、各公民館や集会所、各小中学校や地域自主防災組織等に配布し、地域の防災情報の周知に努めます。

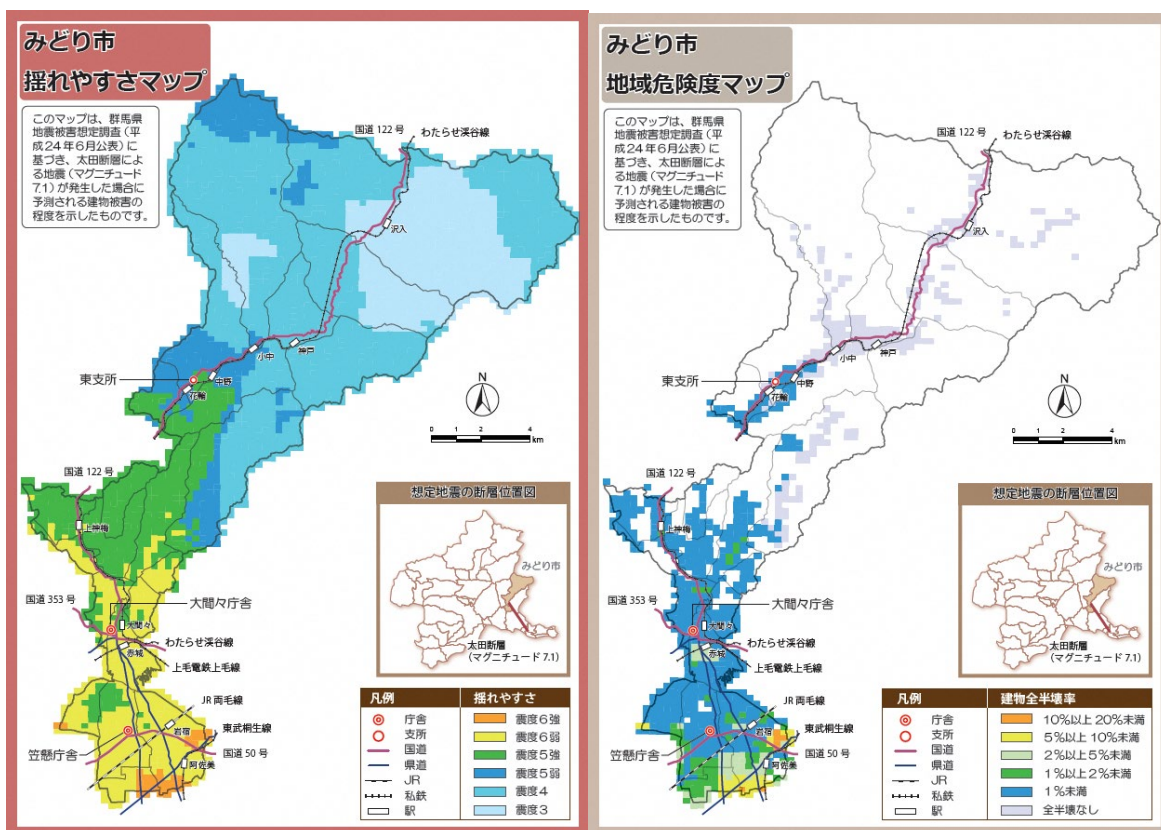


図6-1 みどり市地震防災マップ

(2) 相談体制の整備と広報・パンフレット等による情報提供の充実

市民が行政区や自主防災組織等での集まりを通じて、住宅の耐震化に関する相談をしやすい環境を整えます。また、市広報誌、インターネットやパンフレット等を通じて耐震改修の促進に必要な情報を提供していきます。

(3) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

住宅の耐震化を促進するためには、広く市民に耐震化の情報を提供することが重要となります。市内全戸に耐震改修案内リーフレットを配布し、住宅の耐震改修に必要な情報を提供していきます。

(4) 耐震診断実施者に対する耐震化促進

耐震診断を実施し耐震改修が必要と診断された所有者に対して、耐震診断結果報告時に個別相談を実施します。

また、耐震診断後、一定の期間を経過しても耐震改修を実施していない所有者に対して、耐震改修を実施していただくよう促します。

(5) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

市内には、1981年（昭和56年）以前に建築された旧基準の住宅等が多く残っています。これらの老朽化が進みつつある住宅については、生活スタイルの変化もあり、リフォームの必要性が高まりますので、みどり市住宅環境改修補助金を活用し、リフォームに併せた耐震改修を誘導していきます。

(6) 地域住民等との連携による啓発活動

地震防災対策の基本は、「自らの命は自らで守る自らの地域は皆で守る」ことであり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。地域の自主防災組織の育成にあわせて、市内の行政区や隣組等と市が連携し、意識の啓発活動を行っていきます。

7 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

(1) 関係法による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施

本市の所管行政庁である県知事(関係土木事務所)等と連携し、対象となる特定建築物について、促進法及び建築基準法により耐震改修及び耐震診断の促進に関する指導・助言等に取り組みます。

表 7-1 促進関係法令による耐震診断または耐震改修の指導等の対象建築物

努力義務、指導・助言	指示	公表	勧告・命令
すべての特定建築物 (促進法第12条第1項、第15条第1項、第16条第2項、附則第3条第3項)	政令で定める規模以上の建築物 (促進法第12条第2項、第15条第4項、附則第3条第3項)	正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合 (促進法第12条第2項、第15条第4項、附則第3条第3項)	著しく保安上危険・衛生上有害となるおそれがあると認められる場合 (建築基準法第10条第1項、第2項、第3項)

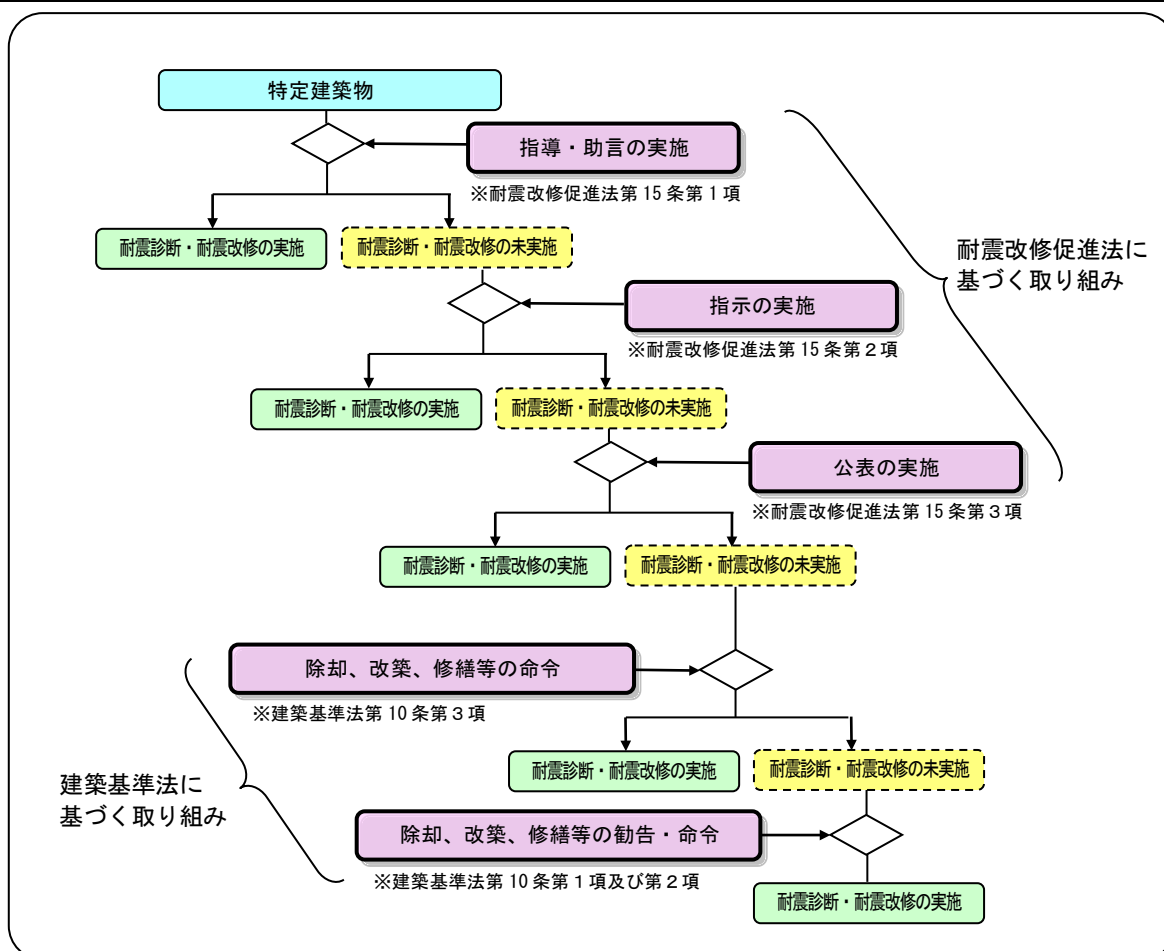


図 7-1 耐震診断及び耐震改修に関する指導等の流れ

(2) 県及び県内市町村との連携強化

本計画の実効性の確保、促進法による指導等に関する意見交換、耐震化促進施策の実施状況の共有を目的に「群馬県建築物等耐震化推進連絡会議」に参加し、県及び他市町村との連携を図ります。

(3) 建築基準法に基づく耐震化の促進

熊本地震では、筋かい端部の接合部の仕様が不十分であったものに倒壊が見られたことから、新たに建築される住宅については、現行の耐震基準に従って適切に建築されるよう、監理者報告の徹底及び建築基準法に基づく中間検査、完了検査の受検啓発に努めます。

(4) その他

本計画は、関連計画の改定、震災教訓の追加など見直しが必要となる時期に検証し、必要に応じて変更します。

耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めます。

参考資料

資料1 建築物の耐震化に係る関係法令等

(1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(平成18年1月国土交通省告示第184号、抜粋)
(最終改正平成30年12月21日国土交通省告示第1381号)

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。

さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつでもどこでも発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有

者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告を促すように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有

者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に

対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第 5 条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エ

スカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告(平成27年12月)を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸(約18パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物(以下「多数の者が利用する建築物」という。)については、約42万棟のうち、約6万棟(約15パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画(平成二十八年三月閣議決定)における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸(うち耐震改修は約百三十万戸)とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟(うち耐震改修は約三万棟)とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約130万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適

合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診

断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実に見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ

等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、

指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第二号に規定する組積造

の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第22条第2項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）の施行の日（平成18年1月26日）から施行する。
- 2 平成7年建設省告示第2089号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成7年建設省告示第2089号第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附則（平成25年10月29日国土交通省告示第1055号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成25年11月25日）から施行する。

附則(平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平成 30 年 12 月 21 日国土交通省告示第 1381 号)

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成 31 年 1 月 1 日）から施行する。

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、抜粋）

最終改正：平成30年6月27日法律第67号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」

という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る、前号に掲げる建築物であるものを除く。）同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記

載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をする

ことができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、

技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

（計画の認定）

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 建築物の位置

- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
 - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
 - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。
- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
 - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
 - (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

- (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
- 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

- 第十八条 計画の認定を受けた者(第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

- 第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る建築物(以下「計画認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

- 第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

- 第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

- 第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。
- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規

定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書

の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。
- 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用

については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

- 第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。
- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 - 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

- 第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。
- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

- 第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
 - 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命

ずることができる。

(事業計画等)

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定

を取り消すことができる。

- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
 - 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
 - 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
 - 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
 - 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
 - 六 不正な手段により指定を受けたとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二条第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
- 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附則(平成八年三月三十一日法律第二一号)抄

(施行期日)

- 2 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附則(平成九年三月三十一日法律第二六号)抄

(施行期日)

- 2 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 住宅金融公庫の貸付金の利率及び償還期間に関しては、第一条の規定による改正後の住宅金融公庫法第二十一条第一項の表一の項及び四の項から六の項まで、第三条の規定による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項並びに第八条の第二第二項の表二の項及び三の項並びに第四条の規定による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律第十条の規定は、住宅金融公庫が平成九年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定公布の日

附則（平成一七年七月六日法律第八二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一七年一月七日法律第一二〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

- 2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があつた認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があつた認定の手続については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二五年五月二九日法律第二〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第四条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二六年六月四日法律第五四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成三〇年六月二七日法律第六七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条の規定公布の日
- 二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）の規定公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 第一条の規定の施行の際現に存する同条の規定による改正前の建築基準法（次項において「旧法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものは、第一条の規定による改正後の建築基準法（次項において「新法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものとみなす。

- 2 第一条の規定の施行の際現に存する旧法第四十二条第二項に規定する道に該当するものは、新法第四十二条第二項に規定する道に該当するものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の建築基準法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正)

第十条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条 第三項第四号中「第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同項第六号中「の建ぺい率」を「の建蔽率」に、「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同号イ中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同条第七項中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同条第九項中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改める。

(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

(平成7年政令第429号、抜粋)

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

- 第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。
- 2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。
- 一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。)が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

- 第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。
- 一 診療所
- 二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法(昭和三十九年法律第五十一号)第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百四十九号)第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道又は同条

- 第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。)第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)
- 十三 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの(耐震不明建築物の要件)
- 第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事(次に掲げるものを除く。)に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付(以下この条において単に「検査済証の交付」という。)を受けたもの(建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分(以下この条において「独立部分」という。))が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。)を除く。
- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

- 二 建築基準法施行令第三百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつて、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの三建築基準法施行令第三百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えた数値を超える建築物(次号に掲げるものを除く。)
- イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合六メートル
- ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ)を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)をいう。)に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 診療所
 - 三 映画館又は演芸場
 - 四 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。)階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校(幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

- 第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
- 一 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物(石油類を除

- く。)
- 二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス(次号及び第六号に掲げるものを除く。)
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法(昭和三十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が 一気圧の状態における数量とする。)とする。
- 一 火薬類次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬十トン
 - ロ 爆薬五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管五十万個
 - ニ 銃用雷管五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭せん又は煙火二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類二十立方メートル
 - 五 マッチ三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス(次号及び第八号に掲げるものを除く。)二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス二十万立方メートル
 - 八 液化ガス二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。)床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一条第三項第二号の住宅(共同住宅又は長屋に限る。)又は同項第四号の施設である建築物とする。

資料2 融資制度関係

住宅に係る各種金融機関による融資制度（1）

<p>住宅金融支援機構（耐震改修工事）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工事又は耐震補強工事に対する融資 (最新情報 http://www.jhf.go.jp) ・住宅リフォーム融資（耐震改修工事） 要件：＜次の1から4までの全てに当てはまる方＞ <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅に耐震改修工事を行う方 2 借入申込時の年齢が満79歳未満の方 ※借入申込時の年齢が満79歳以上の方でも、親子リレー返済を利用される方は申込みできる。 3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方 4 (1) 年収が400万円未満の場合30%以下 (2) 年収が400万円以上の場合35%以下 ※申込本人の収入だけでは総返済負担率の基準を満たさない場合は、同居予定者等の収入を合算できる場合がある。 <p>融資額：1,500万円（10万円以上1万円単位） ※住宅部分の工事費が上限</p> <p>金利：借入申込時に返済期間のすべての金利が確定する全期間固定金利型、原則として、毎月見直す。 加入する団体信用生命保険の種類等に応じて融資金利が異なる。（*1・*2） （*1）団体信用生命保険の種類には、新機構団信、新機構団信（「デュエット」（夫婦連生団信））、新3大疾病付機構団信。 （*2）健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入していない場合も、融資をご利用できる。</p> <p>（2020年（令和2年）10月1日現在）</p>
-------------------------	--

住宅に係る各種金融機関による融資制度（２）

住宅金融支援機構（耐震改修工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工事又は耐震補強工事に対する融資 (最新情報 http://www.jhf.go.jp) ・マンション共用部分リフォーム融資 要件：法人格の有無を問わず。 融資額：区分所有者の方が負担する一時金の100%まで融資 （区分所有者の方が負担する一時金の100%と戸当たりの融資限度額（一般の修繕工事の場合：240万円／戸、耐震改修工事の場合：1,500万円／戸）を比較して、いずれか低い金額が融資限度額、担保は不要） 金利：耐震改修工事を行うことにより、金利を一定程度※1引き下げる。 耐震改修工事※2を行う場合に対象。 （※1）金利の引下げ幅：毎月見直し。 （※2）建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める計画の認定を受け耐震改修を行うものなどが対象。 （2020年（令和2年）10月1日現在）
------------------	---

住宅に係る各種金融機関による融資制度（3）

<p>住宅金融支援機構（耐震改修工事）</p>	<p>・住宅リフォーム融資（住みかえ支援（耐震改修））</p> <p>要件：＜次の1から7までのすべてに当てはまる方＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅借上制度（※）により借り上げられる住宅について、機構の基準を満たす耐震改修工事を行う方 <ul style="list-style-type: none"> ※令和2年10月1日現在、機構が承認している制度は、（一社）移住・住みかえ支援機構の住宅借上制度（終身型、かつ、転貸期間が3年以下の場合に限る。） （注）（一社）移住・住みかえ支援機構の住宅借上制度（期間指定型）では、融資の対象としない。 2 借入申込時の年齢が満79歳未満の方（高齢者向け返済特例を利用される方は満60歳以上） 3 総返済負担率が次の基準以下である方 <ol style="list-style-type: none"> （1）年収が400万円未満の場合30%以下 （2）年収が400万円以上の場合35%以下 <ul style="list-style-type: none"> ※申込本人の収入だけでは総返済負担率の基準を満たさない場合は、同居予定者の収入を合算できる場合がある。 ※融資住宅を賃貸することにより得られる賃料収入は、融資審査上、年収に含めることはできない。 4 日本国籍の方または永住許可などを受けている外国人の方 5 リフォーム融資（住みかえ支援（耐震改修））を返済中（融資手続中の場合を含みます。）でない方 <ul style="list-style-type: none"> ※融資契約の締結時までに、返済中のリフォーム融資（住みかえ支援（耐震改修））を完済される場合は、お申込みできる。 6 融資住宅について、機構（旧公庫）融資を返済中（融資手続中の場合を含みます。）でない方 <ul style="list-style-type: none"> ※融資契約の締結時までに、返済中の融資住宅の機構（旧公庫）融資を完済される場合は、お申込みできる。 7 日本国内に居住される方 <ul style="list-style-type: none"> ※返済期間中は、日本国内に居住していただきます。融資額：1,500万円（10万円以上1万円単位） <p>融資額：高齢者向け返済特例を利用される方と高齢者向け返済特例を利用されない方で要件が異なる。1,500万円（住宅部分の工事費が上限。）</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）高齢者向け返済特例を利用 <ul style="list-style-type: none"> 次の1または2のいずれか低い額（10万円以上、1万円単位）となります。 11,500万円（住宅部分の工事費が上限。） 2機構が承認している保証機関 <ul style="list-style-type: none"> （注）が定める保証限度額：機構が承認している保証機関が発行する保証限度額証明書に記載されている金額（保証限度額の上限は1,500万円。） （注）令和2年10月現在、機構が承認している保証機関は（一財）高齢者住宅財団。 （2）高齢者向け返済特例を利用しない <ul style="list-style-type: none"> 基本融資額（10万円以上1万円単位）1,500万円（住宅部分の工事費が上限。） 金利：借入申込時に返済期間のすべての金利が確定する全期間固定金利型、原則として、毎月見直す。 <p style="text-align: right;">（2020年（令和2年）10月1日現在）</p>
-------------------------	---

中小企業パワーアップ資金

<p>群馬県 金融機関</p>	<p>・工場、事務所、旅館・ホテル等の耐震診断や耐震改修を実施しようとする中小企業者を支援するため、県が金融機関と協力して実施する融資制度 (最新情報https://www.pref.gunma.jp/06/g0900901.html)</p> <p>要件：＜次の1から3までのすべてに当てはまる方＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工場、事務所、旅館・ホテル等の耐震診断や耐震改修を実施しようとする中小企業者の方。 2 県税の滞納がない方、（性風俗関連特殊営業等は対象とならない。） 3 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない方。 <p>使用用途：</p> <p>(1) 設備資金 耐震改修工事に係る費用で、財務会計処理上、資産計上するものに要する資金。</p> <p>(2) 運転資金 耐震診断及び耐震改修工事に係る費用であって、財務会計処理上、資産計上せず修繕費等として処理するものに要する資金。</p> <p>※耐震診断のみの場合も融資対象とする。 ※県の事業計画の承認前に既に契約・発注、着手したものについては融資対象とならない。</p> <p>事業実施上、事業計画の承認前に着手する必要がある場合には、着手前に、県経営支援課にご相談のこと</p> <p>融資額：2億円（中小企業パワーアップ資金（海外展開要件を除く。）及び平成22年度以前に実施した中小企業フロンティア資金、平成28年度以前に実施した耐震改修支援資金及び職場創造支援資金の残高を含む。）</p> <p>融資期間：設備資金12年以内（内据置2年以内） 運転資金7年以内（内据置1年以内）</p> <p>金利：保証付き責任共有制度対象年1.2%以内 責任共有制度対象外年1.1%以内 保証なし年1.5%以内</p> <p>※上記の融資利率は、令和2年4月1日時点のもの。 ※融資利率は、金融情勢等により変更することがある。</p> <p style="text-align: right;">(2020年（令和2年）4月1日現在)</p>
---------------------	---

みどり市耐震改修促進計画（第3期）

発行 みどり市（令和3年3月）
〒376-0192 群馬県みどり市大間々町大間々1511番地
みどり市都市建設部建築指導課